

第9次滝川市交通安全計画の基本的な考え方及び特徴

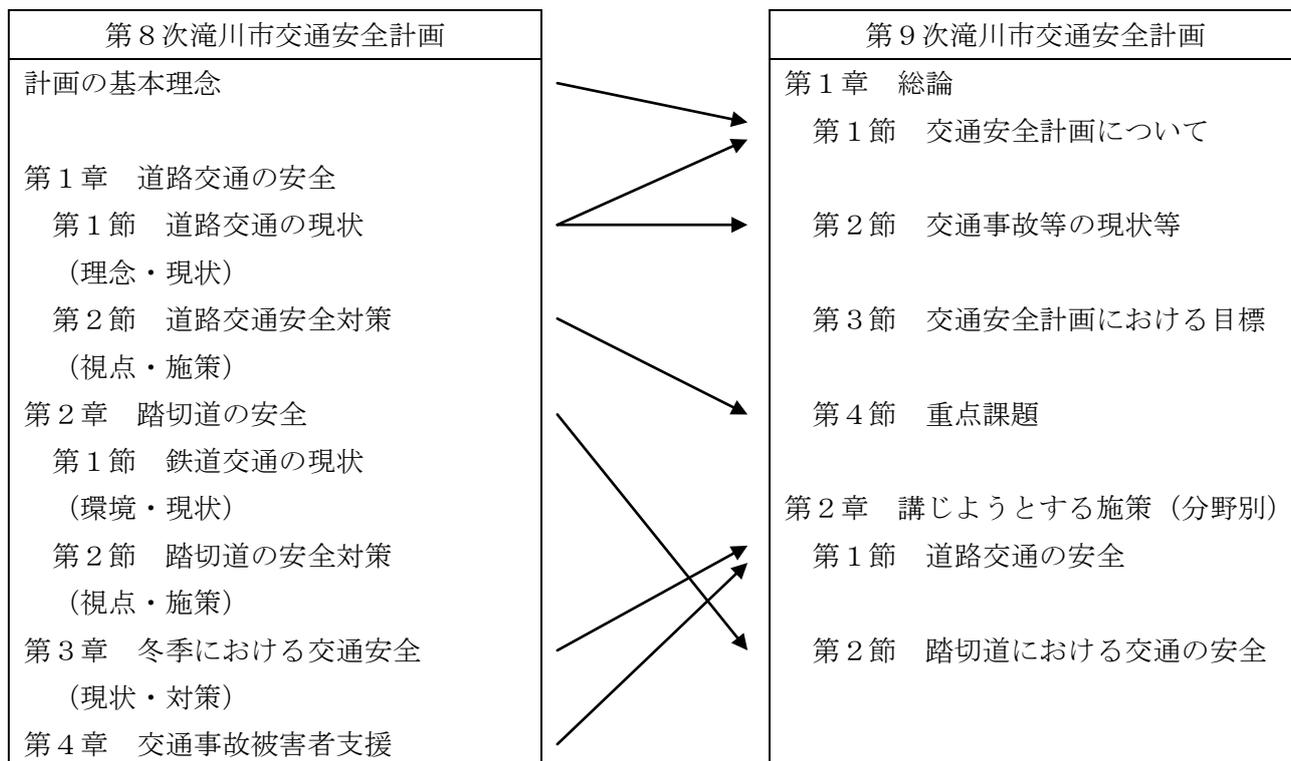
1 作成の基本的な考え方（これまでの計画と同じ）

市町村の交通安全計画は、交通安全対策基本法により、都道府県の基本計画を基本に作成することとなっているため、素案の内容は、第10次北海道交通安全計画を元に、滝川市の情勢と異なる部分を省略した上で、市の特徴的な情勢や、市内の交通事故の発生状況を踏まえた独自の施策などを追加して記載する。

2 より分かりやすい構成（変更）

第10次北海道交通安全計画同様、計画の位置付けや推進の考え方などについては、第1章の総論として整理し、道路、踏切道の分野別に講じようとする施策について第2章と、大きく2章構成とする。

第8次計画では、第3章が「冬季における交通安全」、第4章が「交通事故被害者支援」となっていたが、第9次計画ではこの内容を「講じようとする施策」の1項目として記載する。



3 数値目標の設定（新規）

第8次計画までの滝川市の交通安全計画においては数値目標を設定していなかったが、この計画においては、究極的に目指すべき目標を定めることとする。

【数値目標】

- 24時間交通事故死者数ゼロを目指す。
- 年間死傷者数を確実に減少させる。

4 重点課題の記載（新規）

関係機関・団体における課題の共有と市民に向けた分かりやすい情報発信のため、滝川市の情勢等を踏まえ特に留意すべき事項について、「重点課題」とし、問題点や施策の考え方を記載する。

【重点課題】

1 高齢化社会及び少子化社会を踏まえた総合的な対策

- 高齢者の身体機能に応じた交通安全教室などを引き続き実施するとともに、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、通院や買い物など日常生活を支える交通サービスを地域の実情に応じて整備していくなど、総合的な交通政策を推進
- 子供の安全を確保する観点から、各種教育啓発の推進を引き続き実施するとともに、通学路等における歩道等の整備及び確保を推進

【新規事業】・サービス付高齢者向け住宅・老人ホーム等交通事故防止出前研修会の実施 など

2 飲酒運転の根絶

- 北海道飲酒運転の根絶に関する条例（平成27年北海道条例第53号）に基づき、事業者、家庭、学校、地域住民、行政その他の関係するものの相互の連携協力の下、飲酒運転の予防及び再発の防止のためのアルコール健康障害を有する者等に対する相談支援、飲酒運転の危険性及び飲酒が身体に及ぼす影響に関する知識の普及、市民に対する飲酒運転の状況等に関する情報提供など、飲酒運転の根絶に向けた社会環境づくりを推進

【新規事業】・企業へのポスター・飲食店への啓発のぼりの作成及び啓発活動の実施（予定） など

3 自転車の安全利用

- 自転車の安全利用を促進するため、生活道路や市街地の幹線道路において、自動車や歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の走行空間の確保を積極的に進める。
- 自転車利用者について、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いことから、交通安全教育等の充実を図る。
- 駅前や繁華街の歩道上など交通安全の支障となる放置自転車が問題となっている箇所については、撤去等の対策を進める。
- 横断歩道において、歩行者が優先であることを含め、自動車等の運転者における歩行者と自転車に対する保護意識の高揚を図る。

5 計画に係る付属資料の掲載（計画決定後に掲載）

- ・第8次交通安全計画の成果
- ・滝川市交通安全に関する意識調査結果
- ・滝川市交通安全対策会議委員名簿及び検討経過